

平成 2 5 年

上尾市教育委員会 3 月定例会 議案

議 案 名

議案第 9 号	平成 2 5 年度上尾市教育行政重点施策の策定について -----	1
議案第 1 0 号	上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を 改正する規則の制定について -----	1 6
議案第 1 1 号	上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設 置規則の一部を改正する規則の制定について -----	2 0
議案第 1 2 号	上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に 関する規則の一部を改正する規則の制定について -----	2 2
議案第 1 3 号	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の 一部を改正する規則の制定について -----	2 3
議案第 1 4 号	上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関 する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教 育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育 委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の 一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定 について -----	3 9

議案第 9 号

平成 25 年度上尾市教育行政重点施策の策定について
平成 25 年度上尾市教育行政重点施策を下記のとおり策定する。

平成 25 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

「平成 25 年度上尾市教育行政重点施策」のとおり

提案理由

「夢・感動教育 あげお」の実現に向けて、上尾市教育振興基本計画（平成 23 年 3 月 24 日上尾市教育委員会策定）の実効性をより高めていくため、平成 25 年度上尾市教育行政重点施策を策定したいので、この案を提出する。

平成25年度 上尾市教育行政重点施策

現在、我が国では、長らく景気が低迷し、少子化の加速と更なる高齢化が進行し、人口減少時代を迎える中、経済、外交、そして東日本大震災からの復興など、喫緊の課題が山積しています。一方、教育を取り巻く環境下においても、通学路における交通事故やいじめや体罰問題を起因として児童生徒の尊い命が絶たれる事件が起こり、大きな社会問題となっております。また、このほかにも、確かな学力の定着、児童生徒の体力向上、不登校の問題などについて、私たち教育に携わる者は、これらに真摯に向き合っていかなければなりません。

このような状況の下、国においては、学校週6日制の導入について整理検討がなされるとともに、教育再生実行会議が設置され、いじめ問題への対応や教育委員会制度の抜本的改革への審議が開始され、今、大きな転換期を迎えようとしています。

上尾市教育委員会においては、地域・学校・行政がともに手を携え、「夢・感動教育 あげお」の実現に向けて、今般、上尾市教育振興基本計画の7つの基本目標とそれに位置づけられた施策に沿って「平成25年度上尾市教育行政重点施策」を策定しました。当該計画の実効性をさらに高め、今日的教育課題に的確に対応、即応し、本市教育の振興・充実に努めてまいります。

【7つの基本目標と施策の体系】

〔基本目標Ⅰ〕 確かな学力と自立する力の育成

- 施策1 創意工夫を生かした適切な教育指導の実施
- 施策2 時代の変化に対応した教育の推進
- 施策3 進路指導・キャリア教育の充実
- 施策4 特別支援教育の推進
- 施策5 幼児教育の推進

〔基本目標Ⅱ〕 豊かな心と健やかな体の育成

- 施策1 豊かな心の育成
- 施策2 生徒指導の充実
- 施策3 人権教育の推進
- 施策4 学校教育相談の充実
- 施策5 学校保健の充実
- 施策6 食育の推進・学校給食の充実
- 施策7 児童生徒の体力向上

〔基本目標Ⅲ〕 安心・安全で質の高い学校教育の推進

- 施策1 教職員の資質・能力の向上
- 施策2 学校経営の改善・充実
- 施策3 学校施設・設備の整備・充実
- 施策4 学校のICT化の推進
- 施策5 学校安全の推進
- 施策6 就学支援の充実

〔基本目標Ⅳ〕 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上

- 施策1 学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進
- 施策2 家庭教育の充実

〔基本目標Ⅴ〕 生涯にわたる豊かな学びのサポート

- 施策1 生涯学習体制の充実
- 施策2 生涯学習施設の整備
- 施策3 生涯学習機会の提供
- 施策4 人権教育の推進
- 施策5 図書館運営の充実

〔基本目標Ⅵ〕 文化芸術の創造と文化財の保護

- 施策1 文化芸術活動の推進
- 施策2 文化財の保護

〔基本目標Ⅶ〕 健康で活かに満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進

- 施策1 スポーツ推進計画の策定
- 施策2 スポーツ施設の整備・充実
- 施策3 スポーツ・レクリエーション事業の充実
- 施策4 スポーツ指導者の育成
- 施策5 スポーツ・レクリエーション活動の支援

【基本目標・施策と重点的な取組】

〔基本目標Ⅰ〕 確かな学力と自立する力の育成

児童生徒の生きる力をはぐくむため、アップスマイルサポーターや中学1年生におけるアップスマイル教員の配置を行い、個々の児童生徒へのきめ細かな支援を推進するとともに、年間授業日数を5日間増加させ、充実した教育活動を行い、「確かな学力」を育成します。

また、今後さらに進展する国際化・情報化、科学技術の高度化などの社会の変化に対応するため、外国語指導助手（ALT）の配置による外国語活動・英語学習のより一層の質の向上を図り、学校ICT化の推進に取り組むとともに、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度を育てます。

特別支援教育については、すべての児童生徒が、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶ機会を保障し、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進し、「多様な学びの場」として、通常学級、通級指導教室及び特別支援学級における教育の充実を図ります。

幼児期の教育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保小の連携を図りつつ、幼児教育の質の向上に取り組むとともに、すべての子どもが質の高い幼児教育を受けられるよう保護者の経済的負担の軽減等の取組を通じて、幼児教育の振興を図る幼稚園への就園奨励に取り組めます。

〔平成25年度 重点事業〕

- ★ 年間授業日数5日間増加による教育活動の充実
- ★ さわやかスクールサポート事業（学級支援）
- ★ 魅力ある学校づくり事業
- ★ 小中学校ALT配置事業
- ★ 特別支援教育の充実
- ★ 幼稚園就園奨励費補助事業

(施策と重点的な取組)

施策1 創意工夫を生かした適切な教育指導の実施

- ① 確かな学力の定着と学力向上の推進
- ② アップスマイル教員の配置 (中学校1年生35人学級の実施)
- ③ 魅力ある学校づくりの推進

■主要事業

- さわやかスクールサポート事業(学級支援)
- 魅力ある学校づくり事業
- 理科教育振興事業
- 学力向上支援事業
- 教育に関する3つの達成目標推進事業

施策2 時代の変化に対応した教育の推進

- ① 国際理解教育の推進
- ② ICT機器の活用と情報教育の推進
- ③ 環境教育の推進
- ④ 伝統文化に親しむ教育の推進

■主要事業

- 日本語指導職員派遣事業
- 中学生海外派遣研修事業
- 準教科書・副読本整備事業
- 小中学校ALT配置事業
- 英語弁論暗唱大会開催事業
- 緑のカーテン整備事業

施策3 進路指導・キャリア教育の充実

- ① 進路指導・キャリア教育の推進
- ② 進路指導体制の充実
- ③ 異校種間の連携

■主要事業

- 中学生社会体験チャレンジ事業
- 中学生進路意識啓発事業

施策4 特別支援教育の推進

- ① 特別支援教育体制の充実
- ② ニーズに応じた支援の推進
- ③ 交流及び共同学習の推進

■主要事業

- 特別支援学級補助員派遣事業
- 特別支援教育推進事業
- (再掲)さわやかスクールサポート事業(学級支援)

施策5 幼児教育の推進

- ① 保護者の経済的負担の軽減
- ② 私立幼稚園への支援
- ③ 市立幼稚園の適切な管理運営

■主要事業

- 幼稚園管理運営事業
- 私立幼稚園児保護者負担軽減費補助事業
- 幼稚園就園奨励費補助事業
- 私立幼稚園委託事務補助事業

〔基本目標Ⅱ〕 豊かな心と健やかな体の育成

豊かな心をはぐくむため、道徳教育、人権教育、読書環境、体験活動を充実するとともに、アップスマイル学校図書館支援員を配置し、読書活動の一層の推進を図ります。

また、いじめや不登校など今日的な教育課題に対応するため、幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携を一層強化し、家庭・地域と一体となった生徒指導を推進するとともに、支援員や相談員を配置し、教職員と児童生徒の信頼関係を深め、児童生徒の心を支える教育相談を充実するなど積極的に学校をサポートします。

さらに、いじめ専用相談ダイヤルを設置し、児童生徒・保護者等の緊急相談等に対応し、いじめの早期解消を図ります。また、学校生活に関する児童生徒向けアンケート調査を行い、児童生徒個々の状況を的確に把握するとともに、教職員を対象とした専門的な研修を実施し、いじめの根絶を図ります。

学校保健活動や食育の充実、安心・安全な給食の提供に努めるとともに、児童生徒の体力向上に向けた取組を積極的に推進し、健やかな体を育成します。

〔平成25年度 重点事業〕

- ★ いじめ根絶対策事業
- ★ さわやかスクールサポート事業（学校図書館支援）
- ★ 小中学校図書館整備事業
- ★ 子どもの読書活動支援の充実

（施策と重点的な取組）

施策1 豊かな心の育成

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 道徳教育の充実 | ④ 読書環境の充実と読書活動の推進 |
| ② 特別活動・部活動の充実 | ⑤ ボランティア・福祉教育の充実 |
| ③ 体験活動の充実 | ⑥ 幼・保・小連携の取組の推進 |

■主要事業

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ○学習支援事業 | ○(再掲)準教科書・副読本整備事業 |
| ○さわやかスクールサポート事業(学校図書館支援) | ○指導法改善事業 |
| ○小中学校音楽会開催事業 | ○中学校部活動支援事業 |
| ○(再掲)教育に関する3つの達成目標推進事業 | ○中学校吹奏楽演奏会開催事業 |
| ○小学校図書館整備事業 | ○中学校図書館整備事業 |
| ○図書館資料整備事業 | ○子どもの読書活動支援センター運営事業 |

施策2 生徒指導の充実

- ① 生徒指導体制の充実
- ② 総合的な不登校対策の推進
- ③ いじめ・暴力行為防止対策の推進
- ④ 非行・問題行動防止対策の推進

■主要事業

- 生徒指導推進事業
- さわやか相談室運営事業
- 【新規】いじめ根絶対策事業(防止事業)
- 【新規】いじめ根絶対策事業(相談事業)

施策3 人権教育の推進

- ① 人権教育推進体制の充実
- ② 人権感覚育成プログラムの普及・活用
- ③ 人権教育研修の充実
- ④ 啓発活動の推進

■主要事業

- 人権教育推進事業

施策4 学校教育相談の充実

- ① 教育相談体制の充実
- ② 学校適応指導教室の充実
- ③ 就学相談の充実
- ④ 学校・教育センターの連携推進

■主要事業

- 教育センター管理運営事業
- 不登校児童生徒の学校適応指導事業
- 教育相談事業
- (再掲)【新規】いじめ根絶対策事業(防止事業)
- (再掲)【新規】いじめ根絶対策事業(相談事業)

施策5 学校保健の充実

- ① 保健教育の推進
- ② 保健管理の推進
- ③ 学校保健組織活動の推進

■主要事業

- 幼稚園環境衛生検査及び健康診断事業
- 学校健康診断及び健康管理事業
- 学校環境衛生検査事業
- 保健室管理運営事業

施策6 食育の推進・学校給食の充実

- ① 食に関する指導の充実
- ② 学校給食の充実
- ③ 学校給食の衛生管理の徹底

■主要事業

- 小学校給食調理支援事業
- 小学校給食室設備整備事業
- 小学校給食食器更新事業
- 小学校給食管理運営事業
- 小学校給食室衛生管理推進事業
- 調理場備品等整備事業
- 調理業務委託事業
- 献立作成事業
- 中学校給食共同調理場管理運営事業

施策7 児童生徒の体力向上

- ① 体力向上の推進
- ② 体育的行事・部活動の充実
- ③ 体育・部活動支援の充実

■主要事業

- (再掲)中学校部活動支援事業
- 中学校全国・関東大会等補助事業
- (再掲)教育に関する3つの達成目標推進事業
- (再掲)魅力ある学校づくり事業
- 児童生徒体力向上推進事業

〔基本目標Ⅲ〕 安心・安全で質の高い学校教育の推進

様々な課題に対応し、質の高い教育を実現するため、学校経営の改善・充実や教職員の資質の向上に努めるとともに、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指して、教育課程を編成し、指導法の改善に積極的に取り組みます。

また、平成24年3月に改訂した学校安全マニュアル（防災編）を基にした安全管理・安全教育の充実、中央小学校の改築や耐震補強工事の実施、学校安全パトロールカー事業などのほか、通学路の安全対策の実施により児童生徒を災害・犯罪から守るための安全対策を講じるとともに、小学校、中学校の快適な学校環境整備を行います。

さらに、小・中学校への電子黒板の整備や学校ICT活用研修会、授業研究会の実施などにより、学校ICTを積極的に活用した教育を推進します。

また、経済的理由で、進学や就学が困難な世帯に貸し付けや就学援助費補助等を行うことにより、誰もが質の高い学校教育を受けられるよう支援します。

〔平成25年度 重点事業〕

- ★ 通学路安全対策事業
- ★ 通学区見直し区域登下校サポート事業
- ★ 小中学校校舎改築事業
- ★ 学校ICTを活用した教育の推進

（施策と重点的な取組）

施策1 教職員の資質・能力の向上

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ① 教職員の事故防止の徹底とサービスの厳正 | ④ 指導法研究の充実 |
| ② 教職員のライフステージに応じた研修の充実 | ⑤ 教職員の健康管理・メンタルヘルスの推進 |
| ③ 効果的な人事評価の推進 | ⑥ 教師力アップ講座の実施 |

■主要事業

- | | |
|---------------|--------------|
| ○市費学校職員健康診断事業 | ○(再掲)指導法改善事業 |
| ○代替臨時教職員派遣事業 | ○教職員健康管理事業 |

施策2 学校経営の改善・充実

- ① 学校評価の実施・公表
- ② 地域の実態と学校規模に応じた教育活動の推進
- ③ 適切な教育課程の編成・実施・評価
- ④ 学校評議員制度の活用
- ⑤ 特色ある学校づくりの推進

■主要事業

- 通学区域検討事業
- 通学区見直し区域登下校サポート事業
- 教育関係団体振興推進事業
- 学校評議員制度運営事業
- (再掲)指導法改善事業
- (再掲)魅力ある学校づくり事業
- 元気の学校をつくる地域連携推進事業

施策3 学校施設・設備の整備・充実

- ① 校舎耐震化の推進
- ② 快適な学校環境の整備
- ③ 老朽校舎の大規模改修と維持・保全
- ④ 学校図書館図書・教材の整備・充実

■主要事業

- 学校環境美化等業務委託事業
- 学校事務非常勤職員配置事業
- (再掲)準教科書・副読本整備事業
- 小学校管理運営事業
- (再掲)小学校図書整備事業
- 小学校教育教材整備事業
- 小学校校舎改築事業
- 中学校管理運営事業
- (再掲)中学校図書整備事業
- 中学校教育教材整備事業
- 中学校校舎改築事業

施策4 学校のICT化の推進

- ① ICT環境の整備
- ② 教職員のICT研修の充実

■主要事業

- (再掲)指導法改善事業
- 小学校コンピュータ整備事業
- 小学校電子黒板整備事業
- 中学校コンピュータ整備事業
- 中学校電子黒板整備事業

施策5 学校安全の推進

- ① 生活安全・防犯教育の推進
- ② 交通安全教育の推進
- ③ 防災教育の推進
- ④ 学校安全管理の徹底
- ⑤ 学校安全パトロールカー事業の推進

■主要事業

- 児童生徒安全推進事業
- 学校安全パトロールカー事業
- 【新規】通学路安全対策事業

施策6 就学支援の充実

- ① 進学に対する支援
- ② 就学に対する援助

■主要事業

- 入学準備金・奨学金貸付事業
- (再掲)日本語指導職員派遣事業
- 外国人学校児童生徒保護者補助事業
- 小学校就学援助費補助事業
- 小学校特別支援教育就学奨励事業
- 中学校就学援助費補助事業
- 中学校特別支援教育就学奨励事業
- 要保護児童生徒医療費援助事業
- 準要保護児童生徒給食費援助事業

〔基本目標Ⅳ〕 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上

社会全体で教育に取り組む機運を高め、学校応援団の活動をはじめ、上尾市教育月間、学校ファームなどの取組をとおして、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を育てる教育を充実します。

〔平成25年度 重点事業〕

★ 元気な学校をつくる地域連携推進事業

(施策と重点的な取組)

施策1 学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進

- ① 学校応援団活動の充実
- ② PTA活動の活性化の推進
- ③ 学校・家庭・地域・関係機関の連携推進

■主要事業

- (再掲)元気な学校をつくる地域連携推進事業
- 社会教育団体等補助事業

施策2 家庭教育の充実

- ①家庭教育推進活動の実施
- ②親の学習の推進

■主要事業

- 家庭教育推進事業

〔基本目標Ⅴ〕 生涯にわたる豊かな学びのサポート

いつでも、どこでも、自分が学びたいときに学べる体制を整備しながら、自己実現と地域参加を積極的に支援します。また、市民一人一人が人権を尊重し合う社会を実現するための施策を推進します。

図書館は、生涯学習の基盤施設として、くらしに役立つ情報提供サービスの充実を図り、市民の生活をサポートします。

また、平成24年7月に開設した「子どもの読書活動支援センター」では、上尾市のすべての子どもを本好きにするために、読み聞かせやブックスタート事業などに取り組みます。さらに、学校・家庭・地域への情報の収集・提供等を行い、連携を強化する中で子どもの読書活動を推進します。

〔平成25年度 重点事業〕

- ★ 生涯学習フェア・民俗芸能公演事業
- ★ 上尾市まなびすと指導者バンクの活用・充実
- ★ 子どもの読書活動支援の充実
- ★ 公民館講座事業

(施策と重点的な取組)

施策1 生涯学習体制の充実

- ① 生涯学習振興基本計画の推進
- ② 生涯学習・社会教育情報の収集・提供
- ③ 学習グループの支援
- ④ 社会教育団体活動の支援

■主要事業

- 生涯学習指導者活動推進事業
- (再掲)社会教育団体等補助事業

施策2 生涯学習施設の整備

- ① 公民館の整備と管理運営
- ② 学校施設開放事業の充実

■主要事業

- 学校施設開放(生涯学習)事業
- 公民館管理運営事業

施策3 生涯学習機会の提供

- ① 公民館活動の充実
- ② 多様な学習機会の提供

■主要事業

- (再掲)生涯学習指導者活動推進事業
- 生涯学習フェア・民俗芸能公演事業
- 成人式事業
- 公民館講座事業
- 子ども大学推進事業

施策4 人権教育の推進

- ① 人権教育・啓発活動の推進
- ② 人権教育集会所活動の推進
- ③ 人権教育集会所の整備と管理運営

■主要事業

- 人権教育推進事業
- 人権教育集会所管理事業
- 人権教育集会所運営事業

施策5 図書館運営の充実

- ① 図書館資料の整備・充実
- ② 図書館サービスの充実
- ③ 図書館施設の整備・充実
- ④ 子どもの読書活動支援センターの推進・充実

■主要事業

- 図書館運営事業
- 図書館施設管理事業
- (再掲)図書館資料整備事業
- 視聴覚ライブラリー事業
- (再掲)子どもの読書活動支援センター運営事業
- ブックスタート事業

〔基本目標Ⅶ〕 文化芸術の創造と文化財の保護

広く市民に芸術活動の発表の場として利用されている市民ギャラリーの運営や、市美術展覧会や市民音楽祭の開催など、市民の文化・芸術活動の展開や活動団体の育成を支援し、市民が豊かな文化を享受し、発信ができるような環境づくりを行います。

また、伝統文化の継承、文化財の保存管理に努め、収集・整理を進め、学習活動を支援する環境を整えるために、古文書整理事業などにも取り組みます。

〔平成25年度 重点事業〕

- ★ 美術展覧会事業
- ★ 市民音楽祭事業
- ★ 文化財保護啓発事業

(施策と重点的な取組)

施策1 文化芸術活動の推進

- ① 文化芸術活動の支援
- ② 新しい文化芸術を創造する活動の支援
- ③ 市民ギャラリーの運営・充実

■主要事業

- 文化芸術振興事業
- 美術展覧会事業
- 市民音楽祭事業
- 市民ギャラリー管理運営事業

施策2 文化財の保護

- ① 文化財の指定・登録と保存・管理
- ② 埋蔵文化財の保護
- ③ 無形民俗文化財の継承支援
- ④ 文化財の保存・活用
- ⑤ 歴史資料の収集・整理と保存・活用

■主要事業

- 文化財調査・保存事業
- 埋蔵文化財調査事業
- 文化財保護啓発事業
- 歴史資料調査事業
- 市史担当分室及び資料室維持管理事業

〔基本目標Ⅶ〕 健康で活力に満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ施設の整備・充実に努めるとともに、市民の継続的な生涯スポーツ活動の要となる団体や指導者・リーダーの育成、スポーツイベントやスポーツ推進委員会を中心とした地域スポーツ活動の充実など、各種施策を推進するとともに、これらを体系的・計画的に推進していくために、上尾市スポーツ推進計画を策定します。

新たに、大学やスポーツ推進委員会と連携した子どもの体力向上地域連携事業を実施し、今年度は子どもたちの体力を調査し、地域や家庭でもできる、体力向上に向けた事業に取り組みます。

また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる上尾市民体育館については、平成25年4月のリニューアルオープンに合わせ、指定管理者による管理運営を図り、利用者サービスの向上を図ります。

〔平成25年度 重点事業〕

- ★ 子どもの体力向上地域連携事業
- ★ スポーツ大会・教室等開催事業
- ★ 市民体育館の指定管理者制度移行によるサービスの向上

(施策と重点的な取組)

施策1 スポーツ推進計画の策定

- ① スポーツ推進計画の策定

施策2 スポーツ施設の整備・充実

- ① スポーツ施設の整備と管理運営
- ② 学校体育施設の開放と設備の充実

■主要事業

- 学校施設開放(スポーツ振興)事業
- 屋外スポーツ施設管理事業
- 市民体育館管理運営事業

施策3 スポーツ・レクリエーション事業の充実

- ① スポーツ・レクリエーション大会の充実
- ② スポーツ・レクリエーション教室の充実

■主要事業

- スポーツ大会・教室等開催事業
- 【新規】子どもの体力向上地域連携事業

施策4 スポーツ指導者の育成

- ① スポーツ推進委員活動の充実
- ② スポーツ指導者の育成・活用

■主要事業

- スポーツ活動推進事業

施策5 スポーツ・レクリエーション活動の支援

- ① スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援
- ② 総合型地域スポーツクラブの支援

■主要事業

- (再掲)スポーツ大会・教室等開催事業

議案第10号

上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則の制定
について

上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月27日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則
(上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部改正)

第1条 上尾市立学校施設の開放に関する規則(昭和56年上尾市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「体育行事」を「行事等」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 心身障害者(児)団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める
場合 5割減額又は免除

第21条第1項第4号を削る。

(上尾市民ギャラリー管理規則の一部改正)

第2条 上尾市民ギャラリー管理規則(昭和58年上尾市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項各号列記以外の部分中「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「展示会等」を「行事等」に、「とき」を「場合」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 心身障害者(児)団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める
場合 5割減額又は免除

(上尾市立公民館管理規則の一部改正)

第3条 上尾市立公民館管理規則(昭和60年上尾市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「市」の次に「又は教育委員会」を加え、「とき」を「場合」に改め、同項第2号中「とき」を「場合」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除

(上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則の一部改正)

第4条 上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則（昭和62年上尾市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「市」の次に「又は教育委員会」を加え、「とき」を「場合」に改め、同項第2号中「とき」を「場合」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除

(上尾市平方スポーツ広場管理規則の一部改正)

第5条 上尾市平方スポーツ広場管理規則（平成18年上尾市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「スポーツ行事」を「行事等」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額
(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除

第7条第1項第4号及び第5号を削る。

(上尾市平方野球場管理規則の一部改正)

第6条 上尾市平方野球場管理規則（平成18年上尾市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「スポーツ行事」を「行事等」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める
場合 5割減額又は免除

第7条第1項第4号及び第5号を削る。

(上尾市平塚サッカー場管理規則の一部改正)

第7条 上尾市平塚サッカー場管理規則（平成18年上尾市教育委員会規則
第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「スポーツ行事」を「行事等」に改め、同項第2
号及び第3号を次のように改める。

(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める
場合 5割減額又は免除

第7条第1項第4号及び第5号を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

市長から権限の委任を受けている教育委員会の所管に属する教育機関に
おける使用料の減免について、教育委員会内における統一的な基準を設定
することから、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

【 白紙 】

議案第 1 1 号

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則（平成 1 3 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「臨床心理士」を「教育心理専門員」に改め、同条第 2 項を削る。

第 2 条第 3 項中「臨床心理士」を「教育心理専門員」に改め、同条第 5 項を削る。

第 3 条第 3 項及び第 4 条中「臨床心理士」を「教育心理専門員」に改める。

第 5 条第 2 項中「及び研究協力員」を削る。

第 7 条を次のように改める。

（勤務）

第 7 条 教育相談員等の勤務日は、週 4 日以内とし、その割振りは、教育センター所長が定める。

第 1 1 条第 5 号中「前 2 号に規定する」を「前各号に掲げる」に改める。

第 1 2 条中「臨床心理士、就学相談員及び研究協力員」を「教育心理専門員及び就学相談員」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成25年上尾市条例第 号）の施行に伴い、教育センターに勤務する「臨床心理士」の名称を「教育心理専門員」に変更するとともに、併せて規定の整理を行いたいので、この案を提出する。

議案第 1 2 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を
改正する規則

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 2 2 年
上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア及びイを次のように改める。

ア 事情により休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めるとの指定管
理者からの申出を承認すること。

イ 事情により利用時間を変更するとその指定管理者からの申出を承認す
ること。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

教育委員会の職務権限のうち教育長に委任している市民体育館の休館日
を変更すること等について、指定管理者制度の移行に伴い、所要の改正を
行いたいので、この案を提出する。

議案第 13 号

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 25 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則（平成 24 年上尾市教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の改正規定中「改める」を「改め、同条の次に次の 1 条を加える」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

（利用の登録及び手続）

第 1 条の 2 体育館の施設等（条例第 2 条第 1 号に規定する施設等をいう。

第 4 条及び第 5 条において同じ。）の団体利用をする者が条例第 5 条第 1 項の許可を受けようとするときは、あらかじめ条例第 12 条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）による登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録を受けることができる者は、10 人以上の者で構成されている団体とする。

3 第 1 項の規定による登録を受けようとする者は、上尾市民体育館利用団体登録申請書（第 1 号様式）に、上尾市民体育館利用団体構成員名簿（第 2 号様式）を添付して、指定管理者に申請しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が第 2 項に規定する要件を備えているかどうかを確認の上、登録すべきものと認めるときは、上尾市民体育館利用団体登録カード（第 3 号様式）を当該申請者に交付するものとする。

5 前項の規定による登録の有効期間は 2 年とし、2 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

6 第 4 項の規定により登録を受けた者は、当該登録に係る申請事項に変更

が生じたときは、上尾市民体育館利用団体登録事項変更届（第4号様式）に、上尾市民体育館利用団体登録カードを添付して、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、指定管理者による登録の更新に係る手続について準用する。

第2条第1項の改正規定中「教育委員会」を「（第1号様式）」を「（第5号様式）」に、「（第2号様式）」を「（第6号様式）」に、「教育委員会」に改め、「条例第12条に規定する」及び「（以下単に「指定管理者」という。」を削る。

第3条第1項の改正規定中「上尾市民体育館利用許可書兼領収書」を「上尾市民体育館利用許可書兼領収書（第3号様式）」に、「上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書」を「上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書（第7号様式）」に改め、同条第2項の改正規定中「（第4号様式）」を「（第8号様式）」に改める。

第4条の改正規定中「「施設等」の次に「（条例第2条第1号に規定する施設等をいう。次条において同じ。）」を加え、」を削る。

第10条第2項の改正規定中「（第8号様式）」を「（第12号様式）」に改める。

第9条の改正規定及び同条を第10条とし、同条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第13条」を「第16条」に、「使用料」を「利用料金」に、「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「スポーツ行事」を「行事等」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除

第9条第1項第4号及び第5号を削り、同条第2項中「第5条」を「第16条」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「上尾市民体育館使用料減

額・免除申請書（第6号様式）」を「上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書（第10号様式）」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による利用料金の減免についての承認申請）

第11条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第16条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書（第11号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。

第8条の次に1条を加える改正規定のうち第9条中「（第5号様式）」を「（第9号様式）」に改める。

第1号様式から第7号様式までの改正規定を次のように改める。

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

第1号様式（第1条の2関係）

上尾市民体育館利用団体登録申請書

年 月 日

(宛先)

指定管理者

所在地 _____

団体の名称 _____

申請者 代表者の氏名 _____

電話番号 _____

次のとおり利用団体の登録をしたいので申請します。

ふりがな 団体の名称			構 成 員	市内	人
				市外	人
代表者	氏名		員	合計	人
	住所	連絡先 () -			
活動内容					
事務所又は 事業所等 (在勤の場合)	名称		代表者氏名		
	所在地	連絡先 () -			
連絡先	氏名		連絡先	() -	
	住所				
※登録番号			※登録年月日	年 月 日	
添付書類 <input type="checkbox"/> 団体構成員名簿					
減免区分	規則第 条第 項第 号該当				

第 2 号様式（第 1 条の 2 関係）

上尾市民体育館利用団体構成員名簿

番号	氏 名	住 所	備 考

第3号様式（第1条の2関係）

上尾市民体育館利用団体登録カード

登録番号						
団体名						
代表者	住所					
	氏名					
	電話					
連絡先	住所					
	氏名					
	電話					
活動内容						
有効期間						
市内・市外的人数	市内	人	市外	人	合計	人

注意事項

- 1 本カードは、代表者又は責任者が所持すること。
- 2 本カードを他の団体等に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本カードを紛失したときは、速やかに届け出ること。
- 4 本カードの記載事項に変更が生じたときは、本カードを登録事項変更届に添付して速やかに届け出ること。

第4号様式（第1条の2関係）

上尾市民体育館利用団体登録事項変更届

年 月 日

(宛先)

指定管理者

所在地 _____

団体の名称 _____

登録番号 _____

申請者 代表者の氏名 _____

電話番号 _____

次のとおり利用団体の登録事項を変更したので届出します。

	変更後	変更前
変更事項		
変更理由		
備考		

第 5 号様式（第 2 条関係）

上尾市民体育館利用許可申請書

年 月 日

(宛先)

指定管理者

団体名 _____

(登録番号) _____

住所 _____

申請者 氏名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的					
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	予定人数	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
備考					

第 6 号様式（第 2 条関係）

上尾市民体育館利用変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

指定管理者

団体名 _____

(登録番号) _____

住所 _____

申請者 氏名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用の変更について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日							
変更前				変更後			
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	利用年月日	曜日	利用時間	利用施設
変更理由							
備考							

第 7 号様式（第 3 条関係）

上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書

許可年月日	
団体名 (登録番号)	
代 表 者	住所
	氏名
	電話番号

次のとおり上尾市民体育館の利用を許可します。

指定管理者

印

利用目的					
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	利用料金	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
				施設利用料金	
				附属設備利用料金	
減免（有・無）				合計納付額	
※ 注意事項					上記の金額を領収しました。

第7号様式の次に1様式を加える改正規定を次のように改める。

第7号様式の次に次の5様式を加える。

第8号様式（第3条関係）

発行年月日		整理番号
	施設名	
	一般・学生	
	(当日1回限り有効)	
発行時間		利用料金の額
	指定管理者	

※縦30ミリメートル 横57.5ミリメートル

発行年月日		整理番号
	施設名	
	児童・生徒	
	(当日1回限り有効)	
発行時間		利用料金の額
	指定管理者	

※縦30ミリメートル 横57.5ミリメートル

第 9 号様式（第 9 条関係）

上尾市民体育館利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

印

上尾市民体育館条例第 15 条第 4 項の利用料金の額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

第 10 号様式（第 10 条関係）

上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書

(宛先)

指定管理者

申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

団体名（登録番号） _____

代表者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用料金の減額
免除を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的						
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	予定人数	利用料金	
1						
2						
3						
4						
5						
減額又は免除を受けようとする理由					合計利用料金	
減額又は免除の別及び金額			減 額 () ・ 免 除			
備 考						

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書

年 月 日

（宛先）

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

印

上尾市民体育館条例第 1 6 条第 1 項の利用料金を次のとおり（減額・免除）することについて、承認を受けたいので申請します。

第 1 2 号様式（第 1 2 条関係）

上尾市民体育館利用料金返還申請書

(宛先)

指定管理者

申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

団体名（登録番号） _____

代表者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用料金の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日						
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	予定人数	利用料金	
1						
2						
3						
4						
5						
返還を受けようとする理由					合計利用料金	
利用料金	既に納付された利用料金の額		返還割合	返還される利用料金の額		
備 考						

附則第3項中「改正後の第3号様式」を「改正後の第7号様式」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の見出し及び1項を加える。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に上尾市民体育館を指定して、上尾市教育委員会が管理する公共施設に係る予約システムの利用に関する規則（平成17年上尾市教育委員会規則第6号）の規定によりその例によることとされた上尾市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成17年上尾市規則第44号）第8条第1項の規定により上尾市教育委員会の登録を受けている団体は、改正後の第1条の2第1項の規定による指定管理者による登録を受けたものとみなす。この場合において、当該指定管理者による登録の有効期間は、同規則第8条第3項に規定する予約システムの利用の登録の有効期間の残日数と同一の期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市民体育館の団体利用登録に関する事項を定めるとともに、他の教育機関とともに統一的な減免基準を設けることから、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 1 4 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

(上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部改正)

第 1 条 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 2 2 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 共通決裁事項・専決事項の表 3 の項第 1 号中「この項」の次に「及び次項」を加え、同表中 1 3 の項を 1 4 の項とし、4 の項から 1 2 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、3 の項の次に次の 1 項を加える。

4	公の施設の指定管理者による管理に関する事項	(1) 法第 2 4 4 条の 2 第 1 0 項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示をすること。 (2) 法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、指定管理者に対し、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。 (3) 指定管理者との協定を締結すること。	○	○			
---	-----------------------	--	---	---	--	--	--

(上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第2条 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令(平成24年上尾市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程別表第2教育総務部生涯学習課の表の次に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第2教育総務部生涯学習課の表の次に次の1表を加える。

教育総務部スポーツ振興課

事項	事務	教育委員会決裁	教育長専決	部長専決	課長専決
1 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任する事項	(1) 上尾市民体育館の利用料金の額を定め、又は変更をすとの指定管理者からの申出を承認すること。				○
	(2) 上尾市民体育館の利用料金を減額し、又は免除するとの指定管理者からの申出を承認すること。				○
	(3) 上尾市民体育館の利用料金の返還の額を決定するとの指定管理者からの申出を承認すること。				○
	(4) 上尾市民体育館の附属設備に係る利用料金の上限額を定めること。				○
	(5) 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(6) 上尾市平方スポーツ広場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(7) 上尾市平方野球場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(8) 上尾市平塚サッカー場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
2 教育財産の管理に関する事項	(1) 上尾市平方スポーツ広場の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
	(2) 上尾市平方スポーツ広場の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの

		(3) 上尾市平方野球場の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
		(4) 上尾市平方野球場の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの
		(5) 上尾市平塚サッカー場の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
		(6) 上尾市平塚サッカー場の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの
		(7) 学校開放事業による学校施設の利用（特別教室の利用を除く。）に係る利用団体を登録し、又は当該施設の利用を許可し、若しくは当該許可に係る事項の変更を許可すること。				○
3	スポーツに関する事項	(1) スポーツに関する事業計画を決定すること。				○
		(2) スポーツ推進委員の研修会を企画すること。				○
		(3) 体育備品を貸し出すこと。				○

附 則

この訓令中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

提案理由

上尾市民体育館における指定管理者制度の移行に伴い、指定管理者による管理に関する事項等について、新たに決裁区分を設けることから、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。